

宿泊税導入に係る制度の 素案について

第 3 回弘前市宿泊税検討委員会
令和 6 年 6 月 2 6 日

宿泊税の導入目的

先行自治体	宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

○第2回 弘前市宿泊税検討委員会でいただいたご意見

- ・ 導入目的は条例の柱のため、国際都市東京など、弘前にふさわしい、内外に通用するようなものを作っていたいただきたい
- ・ 先行自治体の中で比較的、弘前市に類する金沢市の文言を参考にし、観光まちづくりの推進につなげていただくような文言にしてほしい
- ・ 世界に向けて発信していく時代なので、宿泊税が、世界のニーズに対応できるような文面にしていきたい

導入目的（案）

弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と観光が調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため。

宿泊税の課税客体、納税義務者、課税標準

課税客体は、東京都以外の自治体が民泊施設を含めている。納税義務者は宿泊施設への宿泊者、課税標準は北海道倶知安町を除き、宿泊施設への宿泊数としている。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	弘前市
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	福岡県内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	長崎市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記施設への 宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	上記施設への宿泊者（同左）
課税標準	上記施設への 宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への 宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への宿泊数（同左）

【弘前市の考え方（案）】 上表のとおり、課税客体は民泊施設も含めることとしたい。

宿泊税の特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	弘前市
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者（民泊事業者） 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊） 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	<p>毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

【弘前市の考え方（案）】 上表のとおり先行自治体と同様としたい。

宿泊税の使途

■アンケート結果

アンケートに回答した施設の3割以上が、観光施設の充実（観光案内の機能強化や観光地のトイレの整備など）、観光資源の向上（磨き上げや掘り起こし）、宿泊施設のデジタル化や外国人観光客の受入環境整備への取組に対する補助、多言語対応の充実（パンフレット、街中サインなど）を希望した。

■第2回 弘前市宿泊税検討委員会でいただいたご意見

ねぷたまつりなどの歴史、文化、伝統を継承する団体等への支援、MICEの支援、教育旅行や体育大会で宿泊する者への支援、宿泊施設への補助金の創設



分類	使途（案）
観光資源の魅力の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実・ 「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進・ ねぷたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援・ 歴史的建造物や神社仏閣等の利活用
観光客受入環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・ 観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・ 宿泊施設向け受入環境整備補助金（多言語化、トイレ洋式化、WiFi環境等の整備）・ コンベンション補助金の拡充・ 教育旅行などの市内宿泊者に対する支援
国外への情報発信及び受入環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・ 案内板の多言語対応など案内機能の充実・ 観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化

※具体的な事業内容、予算額については、今後決定される課税要件と税収の見込みに応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

宿泊税の税収見込み額の試算

先行自治体の税額（税率）を、本市に適用した場合の税収額の試算

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	参考	
税額 (税率)	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊または1棟1泊の	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	
	①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (上記いずれも、うち県税50円)	200円 (うち県税50円)	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円	一律100円	
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合100円	200円	200円	200円	100円	100円	43.2%
7千円以上1万円未満	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合140円	200円	200円	200円	100円	100円	4.7%
1万円以上1万5千円未満	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合200円	200円	200円	200円	200円	100円	25.85%
1万5千円以上2万円未満	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合300円	200円	200円	200円	200円	100円	25.85%
2万円以上5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万円の場合400円	200円	500円	200円	500円	100円	0.3%
5万円以上	200円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合1,000円	200円	500円	200円	500円	100円	0.1%
弘前市の税収見込額 (※)	49百万円	52百万円	125百万円	125百万円	112百万円	124百万円	125百万円	124百万円	95百万円	62百万円	

↓令和5年弘前市料金別延べ宿泊者数の割合

○積算根拠

・令和5年弘前市料金別延べ宿泊者数の割合(※)および、税収見込額の算出にあたっては、弘前市が実施した「宿泊税の導入検討に係る宿泊事業者へのアンケート調査」の結果と「令和元年の延べ宿泊者数(62万人)」を参考とした。 ※宿泊料金区分の「5万円以上」の宿泊者数の割合は不明のため、0.1%と仮定した。

◆算出式：各料金別延べ宿泊者数 = 令和5年弘前市料金別延べ宿泊者数の割合 × 令和元年の延べ宿泊者数(62万人)

税収見込額 = 各料金別延べ宿泊者数 × 対象の税額(税率) ※十万円単位は四捨五入とした。

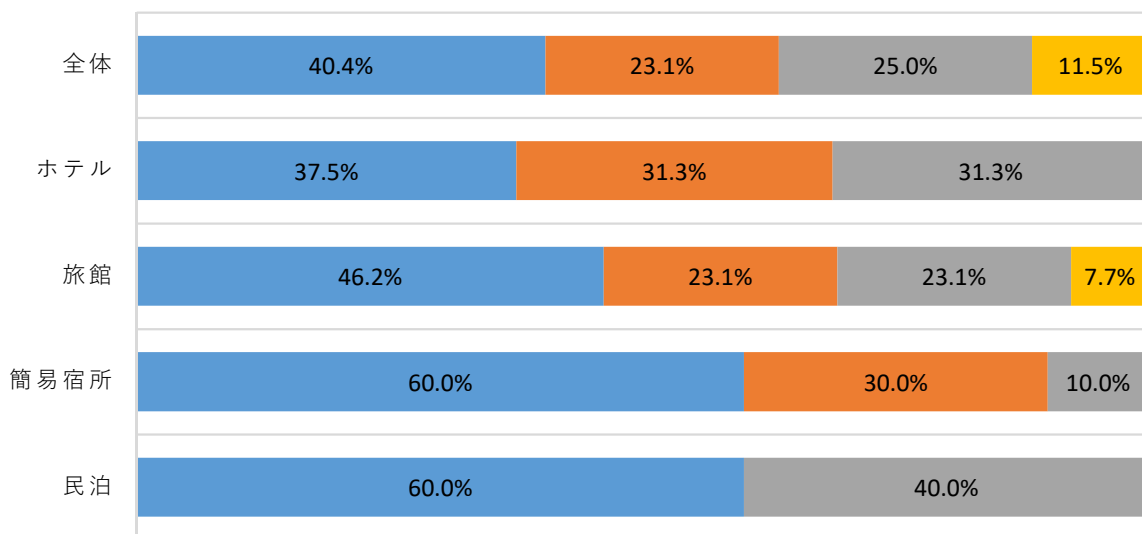
宿泊税の免税点

免税点に関するアンケート調査への回答の概要

・全体では、「宿泊料金によって課税免除（免税点）を設けたほうがよい」が21施設（40.4%）、「宿泊料金によって課税免除（免税点）を設けないほうがよい」が12施設（23.1%）となった。

課税免除について

- 宿泊料金によって課税免除（免税）を設けたほうがよい
- 宿泊料金によって課税免除（免税）を設けないほうがよい
- わからない/何ともいえない
- 無回答



(主な意見)

▼ 「宿泊料金によって課税免除（免税点）を設けたほうがよい」と回答

- ・ 料金が安い場合は免除したほうがよい
- ・ 負担が多いので免税の方が経費的にも助かる
- ・ 安く泊めているため、7,000円以下は課税免除にすべき

▼ 「宿泊料金によって課税免除（免税点）を設けないほうがよい」と回答

- ・ わかりやすく公平
- ・ 安価な価格帯の施設へ客が流れる恐れがある
- ・ 弘前は、繁忙期と閑散期の差が激しいので、導入するならば一律が良い

▼ 「わからない/何ともいえない」と回答

- ・ 価格帯の推移に行政の決定がスムーズに対応するとは考え難い

【弘前市の考え方（案）】

宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点については、設けないこととしたい。

宿泊税の課税免除

○アンケート調査の結果より

・「修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい」と回答した施設が、全体のうち、20施設（38.5%）で、「わからない/何ともいえない」が18施設（34.6%）、「修学旅行等の課税免除を設けないほうがよい」が8施設（15.4%）となった。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	弘前市
課税免除			・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者		・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒及び引率者 ・倶知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生				・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者	
	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

【弘前市の考え方（案）】

弘前市では修学旅行生の宿泊実績が非常に少ないことに加え、宿泊事業者の事務が煩雑になることが想定されることから、課税免除は設けないこととしたい。

宿泊税の条例施行状況の見直し時期

先行自治体では、施行後3年（または5年）を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、検討の必要があると認めるときの期間を条例で設けている。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	弘前市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月	未定
条例明記	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	なし	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後3年ごと	条例施行後5年ごと

【弘前市の考え方（案）】

多くの自治体が5年の期限を設けていることから、本市においても5年を基本として検討したい。

宿泊税の特別徴収交付金

先行自治体では、宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として特別徴収義務者に交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	弘前市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月	未定
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	宿泊税特別徴収奨励金
交付額	納付された金額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) 【交付上限額】 200万円	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)	納期内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	納期内納入額に対し、他の先行導入自治体と同程度の割合を基本として、本市においても措置を検討

【弘前市の考え方(案)】
 納期内納入額に対し、他の先行導入自治体と同程度の割合(2.5%)を基本として、本市においても措置を検討していくこととしたい。